

小田原市小児医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月19日

小田原市長 加藤 憲 一

### 小田原市条例第35号

小田原市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

小田原市小児医療費助成条例（平成29年小田原市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「次の各号に掲げる保護者の区分に応じ当該各号に定める」を「児童等の保護者にあつては、当該児童等が17歳までのそれぞれの年齢に達する日の属する月の翌月の初日から同日以後1年を経過する日までの間について、当該年齢に達する日の翌日の属する年の前年（同日が1月1日から6月30日までのいずれかの日である場合にあっては、その日の属する年の前々年）の」に、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「をいう」の次に「。次項において同じ」を加え、同項各号を削り、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、継続入院小児の保護者にあつては、当該継続入院小児が医療を受けた日の属する年の前年（同日が1月1日から6月30日までのいずれかの日である場合にあっては、その日の属する年の前々年）の所得が、当該保護者の扶養親族等及び当該保護者の扶養親族等でない児童で当該保護者が当該所得のあった年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて規則で定める額以上であるときは、この条例による医療費の助成は行わない。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例（第4条第2項の改正規定中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）の規定による改正後の小田原市小児医療費助成条例第4条第2

項の規定は、平成30年分以後の所得による医療費の助成の制限について適用し、平成29年分以前の所得による医療費の助成の制限については、なお従前の例による。